

佐賀県特定調達契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 1 号

佐賀県特定調達契約規則の一部を改正する規則

佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（特例政令第 2 条第 4 号に規定する調達契約をいう。）に関する事務について、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 物品等 特例政令第 2 条第 2 号に規定する物品等をいう。</p> <p>(2) 特定役務 特例政令第 2 条第 3 号に規定する特定役務をいう。</p> <p>(3) 一連の調達契約 特例政令第 2 条第 5 号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（特例政令第 2 条第 5 号に規定する調達契約をいう。）に関する事務について、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 物品等 特例政令第 2 条第 3 号に規定する物品等をいう。</p> <p>(2) 特定役務 特例政令第 2 条第 4 号に規定する特定役務をいう。</p> <p>(3) 一連の調達契約 特例政令第 2 条第 6 号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p>

附 則

この規則は、平成31年 2月 1 日から施行する。